

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 5月12日(月)

今週のこトバ

鳥獣保護管理法の改正

クマ等が人の日常生活圏に出没し、銃猟以外の捕獲が困難である等の場合、市町村の判断により市街地での緊急銃猟を実施できるとした改正法が成立。今秋施行予定。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/12(月) 赤口 源泉所得税の納付期限、看護の日

13(火) 先勝

14(水) 友引

15(木) 先負 沖縄本土復帰記念日、ゴルフ全米プロ選手権

16(金) 仏滅 1～3月期の国内総生産(GDP)速報値

17(土) 大安

18(日) 赤口

2週分の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/28(月)	35,840 △134	143.61 ▼0.22
30(水)	36,045 △205	142.79 △0.82
5/1(木)	36,452 △407	144.36 ▼1.57
2(金)	36,831 △379	145.13 ▼0.77
7(水)	36,780 ▼51	143.18 △1.95
8(木)	36,929 △149	144.31 ▼1.13
9(金)	37,503 △574	145.15 ▼0.84

販路開拓等を支援する持続化補助金

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者（商業・サービス業は5人以下、製造業その他は20人以下）が販路開拓や業務効率化の取り組みを支援する制度で、広告宣伝やウェブサイト構築、店舗改装、設備導入など幅広い経費が対象となります。

◆令和6年度補正予算による持続化補助金

本補助金の一般型（通常枠・災害支援枠）、創業型、共同・協業型の申請受付が開始されています。

◎通常枠……小規模事業者等が経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等が対象となり、補助上限は50万円、補助率は2/3です。なお、インボイス特例（免税事業者からインボイス発行事業者に転換）の適用で上限を50万円上乗せします。また、賃金引上げ特例（事業場内最低賃金を50円以上引上げ）の適用で150万円上乗せし、赤字事業者は補助率が3/4になります。

◎災害支援枠……令和6年の能登半島地震及び奥能登豪雨の被災事業者が経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業再建が対象となり、補助上限200万円（間接被害は100万円）、補助率2/3（一定の場合は定額）です。

◎創業型……産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者が経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等が対象となり、補助上限200万円（インボイス特例の適用で50万円上乗せ）、補助率2/3です。

◎共同・協業型……地域振興等機関が10以上の参画事業者を集めて販路開拓を支援する取組が対象となり、上限5千万円、補助率2/3又は定額です。

■この記事の詳細は、情報BOX201518

住民税通知書に記載された控除額を確認

個人住民税は、前年の所得金額に基づいて税額が算出され、毎年5～6月に住民税決定通知書が届きます。

令和6年中に行ったふるさと納税について、確定申告をした方は令和6年分の所得税と令和7年度分の住民税から控除され、ワンストップ特例制度（確定申告をしなくても控除が受けられる制度）を利用した方は所得税控除分を含めた全額が令和7年度分の住民税から控除されます。

そのため、ふるさと納税を行った方は住民税が減額される形で控除されていますので、住民税決定通知書に記載されている税額控除額に間違いがないかを確認しましょう。

今年度からマイナカードの更新が急増

マイナンバーカードには、カード自体とICチップに搭載された電子証明書にそれぞれ有効期限が設けられ、カードは発行日から10回目（未成年者は5回目）の誕生日まで、電子証明書は発行日から5回目の誕生日までとなっています。

今年はカードの交付が開始された平成28年から10年目であり、マイナポイント事業が実施された令和2年から5年が経過するため、更新が必要となる方が急増します。有効期限を迎える方には通知書が届きますので、確認し手続きを行います。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年度補正予算による「小規模事業者持続化補助金」の概要

小規模事業者持続化補助金は、地域の雇用や産業を支える小規模事業者※等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。令和6年度補正予算において、政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため複数ある特別枠を整理し、一般型（通常枠・災害支援枠）、創業型、共同・協業型が設けられました（卒業枠・後継者支援枠は廃止）。

※小規模事業者とは、商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）は常時使用する従業員数5人以下、製造業又はそれ以外の業種は常時使用する従業員数20人以下である事業者。

◆一般型・通常枠の概要

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援します。

【補助上限】50万円（インボイス特例※の要件を満たす場合は上限額に50万円上乗せ、賃金引上げ特例※の要件を満たす場合は150万円上乗せ、両特例を満たす場合は200万円上乗せ）

※インボイス特例は、免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する小規模事業者に適用。

※賃金引上げ特例は、補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の事業場内最低賃金より+50円以上である小規模事業者に適用。

【補助率】2/3（賃金引上げ特例の要件を満たす事業者のうち赤字事業者は3/4）

【対象経費】機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、借料、委託・外注費

【第17回公募】申請受付開始：令和7年5月1日 申請受付締切：令和7年6月13日

◆一般型・災害支援枠の概要

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被害を受けた小規模事業者等が災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業再建を支援します。

【補助上限】直接被害※は200万円、間接被害※は100万円

※直接被害とは自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合で、間接被害とは令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合。

【補助率】2/3（一定の要件を満たす事業者は定額補助）

【対象経費】通常枠に加え、設備処分費、修繕費、車両購入費

※特例として令和6年能登半島地震等による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

【第7回公募】申請受付開始：令和7年5月16日 申請受付締切：令和7年7月28日

◆創業型の概要

創業後3年以内の小規模事業者等※が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援します。

※産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。

【補助上限】200万円（インボイス特例の要件を満たす場合は補助上限額に50万円上乗せ）

【補助率】2/3

【対象経費】通常枠と同様

【第1回公募】申請受付開始：令和7年5月1日 申請受付締切：令和7年6月13日

◆共同・協業型の概要

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する地域振興等機関※が主体的・中心的な役割を担い、10以上の参画事業者（小規模事業者）の商品・製品サービスの改良やブランディング支援に加えて、販路開拓の機会の提供（展示会、販売拠点、ECサイト等）を行うことにより、参画事業者の販路開拓にワンストップで取り組む事業であり、補助事業終了後も継続する取組を支援します。

※商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、商店街振興組合など。

【補助上限】5,000万円

【補助率】参画事業者に係る経費は2/3、地域振興等機関に係る経費は定額

【対象経費】会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、広報費、旅費など

【第1回公募】申請受付開始：令和7年4月25日 申請受付締切：令和7年6月13日